

報告第1号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年2月24日 提出

羽曳野市長 北川 嗣 雄

処分事項

損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
平成26年 12月26日	145,296円	■■■■■ ■■■■■	平成26年12月8日午後2時15分頃、羽曳野市尺度25番地の2付近において、公用車が直進していた際、赤信号で停車中の相手方車両の後部に追突し、バンパー等を損傷させたもの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を100%、相手方を0%とする。 (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。

処分事項

和解

専決年月日	和解の相手方	事件の概要	和解事項
平成27年 2月3日	■■■■■ ■■■■■	平成26年11月17日午後1時55分頃、羽曳野市白鳥3丁目4番26号付近において、公用自転車が直進していた際、前方右側道路から左折してきた相手方バイクと公用自転車が衝突し、公用自転車の前輪部分が損傷したもの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を20%、相手方を80%とする。 (2) 相手方は、本市に対し事故に関する一切の損害賠償請求権及びその余の請求権を放棄する。 (3) 相手方は、本市に対し事故に関する一切の損害賠償金として44,520円を支払う。 (4) 本市は、相手方に対しその余の請求権を放棄する。